「飛鳥・藤原の宮都」映像作成業務委託事業者募集に係る質問と回答

【質問１】
モデルを起用しない理由があれば教えてください。

【回答１】
特定の人物像に視聴層を限定する印象を与えることを避けるため、モデルを起用しないこととしております。

【質問２】
ナレーター起用は問題ない認識でお間違いないでしょうか。

【回答２】
ナレーター起用は問題ありません。

【質問３】
動画の利用媒体（活用先）を教えてください。併せて、動画を視聴させるメインターゲットも教えてください。

【回答３】
・仕様書「６．業務内容」（１）世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」の顕著な普遍的価値説明映像については万葉文化館ガイダンスコーナー内映像ホールでの放映を、同（２）万葉文化館ガイダンスコーナーの紹介映像については万葉文化館エントランス内観光情報コーナーでの放映を主に想定しております。(【回答 13】の図参照)
・上記双方とも、万葉文化館来館者がメインターゲットとなります。

【質問４】
仕様書「１．業務名」では、周遊促進映像そして「３．業務目的」では普及啓発動画となっていますが、「５．業務内容（１）」では、顕著な普遍的価値説明映像となっておりますので、普及啓発動画という考え方で制作すると考えればよろしいでしょうか？

【回答４】
仕様書「３．業務目的」に記載のとおり、「飛鳥・藤原の宮都」の普及啓発動画及び県立万葉文化館ガイダンスコーナーのガイド動画を作成することで周遊促進に資することを業務の目的としております。そのため、「５．業務内容（１）」に示す動画は「飛鳥・藤原の宮都」の顕著な普遍的価値の普及啓発動画との考え方で制作するものとして誤りありません。
（仕様書「１．業務名」を訂正します。）

【質問５】
仕様書「６．業務詳細」に「映像の校正は５回程度とする」とありますが、「『飛鳥・藤原の宮都』普及啓発動画」、「万葉文化館ガイダンスコーナー」の２作品でトータル５回という認識でよろしかったでしょうか？

【回答５】
２作品それぞれ５回程度の校正を想定しております。

【質問６】
仕様書「６．業務詳細（２）」の撮影方法について、開館時間外及び休館日の撮影は可能でしょうか？

【回答６】
開館時間外及び休館日での撮影も調整可能ですが、詳細は契約後に施設管理者と調整するものとします。

【質問７】
募集要項「５.手続き等（４）」の「オ.企画提案映像」について「提案のイメージが分かる30 秒程度の映像」とは提案する５分の映像全体のダイジェスト版として提出するのか、特にアピールしたい部分のみを提出するのかご指定はあるでしょうか？

【回答７】
特に指定はありません。

【質問８】
参加資格における映像制作実績について
参加資格に定める「世界遺産にかかる映像作成を含む業務」について、世界遺産登録前に、世界遺産登録を目指す資産を対象として制作した映像作成業務も実績に含まれますでしょうか。具体的には、令和８年３月 31 日時点では世界遺産登録前であった「飛鳥・藤原の宮都」に関する映像制作業務も、実績として認められますでしょうか。

【回答８】
認めます。

【質問９】
４K 未満のアーカイブ映像の使用について
仕様書において映像の解像度は「4K 以上」とされていますが、歴史的・文化的価値を伝えるため、発掘調査時等に撮影された 4K 未満のアーカイブ映像を使用する場合、当該素

材を 4K 相当にアップコンバート・加工した上で使用することは可能でしょうか。

【回答９】
可能とします。

【質問 10】
想定する視聴ターゲットについて
本映像について、特に想定されている視聴ターゲット（「飛鳥・藤原の宮都」について予備知識のない一般層、歴史・文化に関心の高い層、国内外の観光客等）がございましたら、ご教示ください。

【回答 10】
万葉文化館来訪者がメインターゲットとなります。同館来訪者には「歴史・文化に関心の高い層」のほか、「『飛鳥・藤原の宮都』について予備知識の無い一般層」「国内外の観光客等」も含まれます。

【質問 11】
参考映像・ベンチマークについて
本映像の制作にあたり、映像の構成、演出、トーン等について参考として想定されている映像や、ベンチマークとなる映像がございましたら、ご教示ください。

【回答 11】
参考映像・ベンチマークとなる映像は特にありません。

【質問 12】
同種業務の実績条件について
公告「2 応募資格（13)」には「文化財または世界遺産にかかる映像作成を含む業務」と記載されていますが、募集要項「3 参加資格（13)」では「世界遺産にかかる映像作成を含む業務」と記載されています。応募資格としては、世界遺産に限定されず、文化財に関する映像制作業務の実績も対象となるとの認識でよろしいでしょうか。

【回答 12】
公告「２応募資格（13)」の「文化財または世界遺産にかかる映像作成を含む業務」が正しい記載です。
（募集要項３（13）を訂正いたします。）

【質問 13】

主な放映場所について

現時点で想定されている主な視聴対象や放映するモニターの画面サイズなど現時点で確定している仕様をご教示いただければと思っております。

また、ガイダンスコーナーの展示内容や、エントランスからの実際の誘導経路が分かる図面・写真等をご提供いただくことは可能でしょうか。

【回答 13】

・主な視聴対象は万葉文化館来訪者を想定します。

・現状想定している放映モニターの画面サイズは下記のとおり

仕様書「６．業務内容」（１）の映像…６５型モニター、４K 対応、縦横比 16:9

仕様書「６．業務内容」（２）の映像…４２型モニター、４K 対応、縦横比 16:9

・万葉文化館ガイダンスコーナーの展示内容は下記 URL をご参照ください。

https://www.pref.nara.lg.jp/manyo/pavilion/first_floor.html#p3

https://www.pref.nara.lg.jp/n036/p097003.html

・エントランスからの実際の誘導経路については、後添の図をご参照ください。

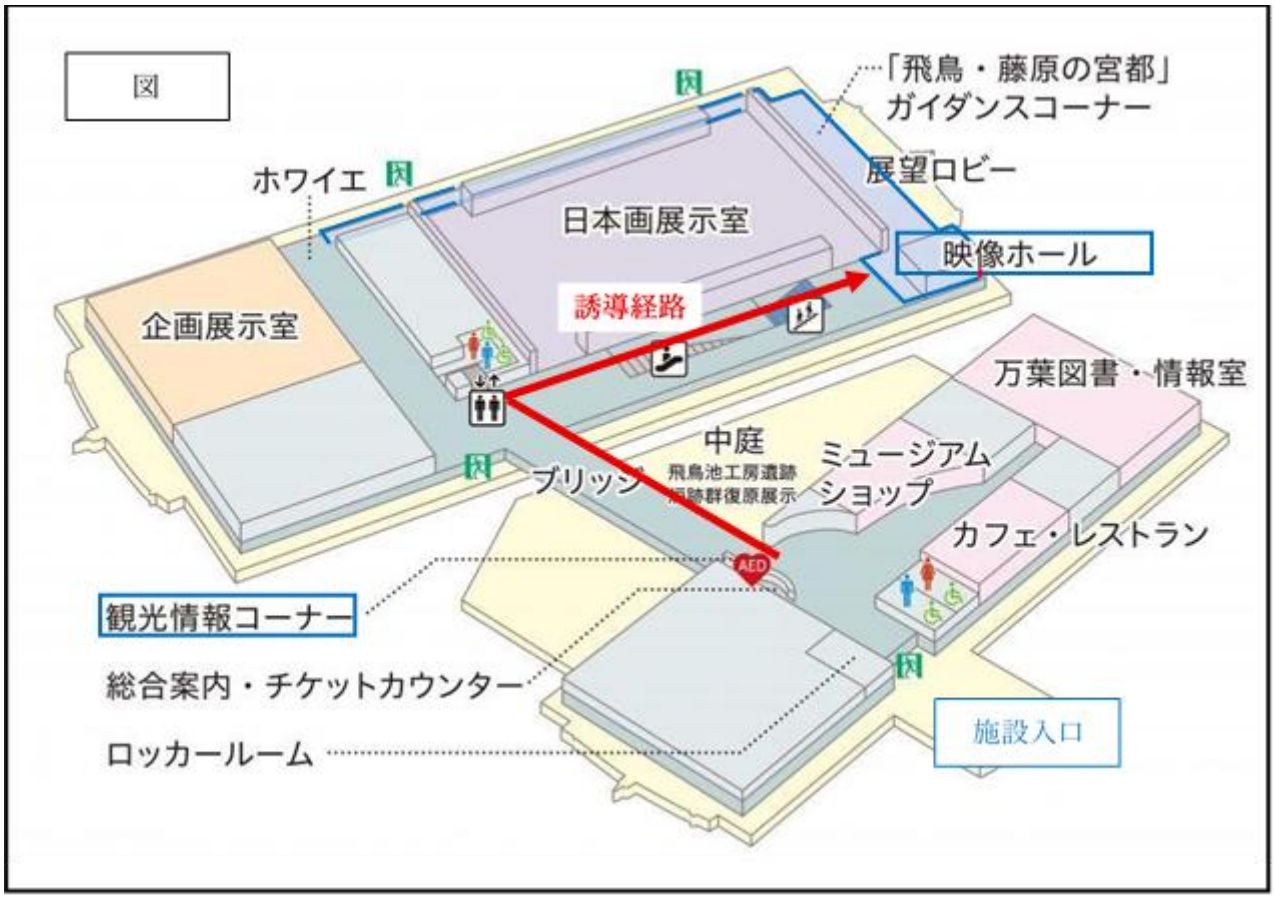

【質問 14】

公告２(13)は「文化財または世界遺産にかかる映像作成を含む業務」、募集要項３(13)は「世界遺産にかかる映像作成を含む業務」と記載が異なります。いずれが適用されるかご教示ください。

【回答 14】
【回答 12】のとおり。

【質問 15】
「世界遺産にかかる映像作成を含む業務」の範囲について、①世界遺産を題材とした展示・施設向け映像、②世界遺産を含む観光ＰＲ映像、③世界遺産暫定一覧表記載資産を題材とした映像、④映像作成が業務の一部である業務（展示整備業務の一部として映像を制作した場合等）は、それぞれ該当しますか。

【回答 15】
①、②、③、④　全て該当します。

【質問 16】
対象期間「平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」は、契約締結日・履行完了日のいずれを基準としますか。令和 8 年 4 月 1 日以降に完了した業務は対象外となりますか。

【回答 16】
「平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、業務を受注し、完了した実績となります。令和 8 年 4 月 1 日以降に完了した業務は対象外です。

【質問 17】
共同企業体・コンソーシアム等による共同提案は可能ですか。可能な場合、参加資格（特に(3)および(13)）は代表者のみで判断されますか、構成員を含めて判断されますか。

【回答 17】
共同企業体・コンソーシアム等による共同提案は認めておりません。

【質問 18】
再委託先・協力会社（撮影、翻訳、ネイティブチェック、ナレーション等）の実績は、参加資格(13)および評価項目 5-3「履行実績」の対象に含まれますか。

【回答 18】
再委託・協力会社の形であっても、その内容が「世界遺産の映像作成」であるものは対象に含みます。

【質問 19】
顕著な普遍的価値説明映像（5 言語）について、各言語版にナレーションを入れる必要はありますか。「音声」欄にはＢＧＭとテロップのみ記載されていますが、「納品データ」には「ナレーション・ＢＧＭ等の音声を削除した映像」とあります。

【回答 19】
ナレーションは必須ではありません。

【質問 20】
ナレーションを入れる場合、ナレーターに求める条件（ネイティブ話者、プロのナレーター等）はありますか。

【回答 20】
特に条件は設けていませんが、業務の目的に照らし、ナレーションの品質については映像の内容を適切に伝えられるものとしてください。

【質問 21】
中国語は簡体字・繁体字のいずれですか。また、各言語版において、当該言語以外の字幕（日本語版への英語字幕等）は必要ですか。

【回答 21】
中国語は簡体字の作成を想定しております。（仕様書６（１）を訂正いたします。）
各言語版において、当該言語以外の字幕は不要です。

【質問 22】
原本以外に「提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等)」を記載してはならないとされていますが、
(1) 事業者概要書（様式５)、委託業務実施体制（様式６)、見積書のコピーにおける社名・代表者名・担当者氏名・所在地等の取扱い（削除・黒塗り・記載可）をご教示ください。
(2) 企画提案書(エ)「業務実績」に、過去の受注案件名や発注者名を記載してもよいですか。
(3) 企画提案映像（.mp4）に社名・ロゴ・クレジット等を入れてはなりませんか。

【回答 22】
（１）削除・黒塗り等方法は問いませんが、提案者を特定できないよう加工してください。
（２）発注者名は削除・黒塗り等の加工をしてください。受注案件名も発注者が特定できる記述を含む場合は適宜同様の加工をしてください。
（３）企画提案映像においても、社名・ロゴ・クレジット等、提案者を特定することができ

る内容の記述は見えないよう加工してください。

【質問 23】
構成資産の撮影・ドローン飛行に必要な許可・承諾（管理者・所有者の承諾、文化財保護法上の手続、航空法上の手続等）は受注者が申請するとされていますが、発注者による関係機関への調整・紹介状の発行等の支援はありますか。

【回答 23】
必要に応じ適宜協力しますが、詳細は契約後の協議で調整するものとします。

【質問 24】
撮影料・使用料・入場料等が発生する場合、その費用は受注者負担ですか。想定されるものがあればご教示ください。

【回答 24】
受注者負担となります。
想定されるものにつきましては、現時点ではお答えすることができません。

【質問 25】
撮影対象となる構成資産の一覧（数・所在地）と、「全ての構成資産」でドローン撮影が必須か、ご教示ください。ドローン撮影が許可されない資産がある場合の代替手段は認められますか。

【回答 25】
・構成資産の一覧（数、所在地）は下記「世界遺産『飛鳥・藤原』協議会」ＨＰからご確認ください。
https://asuka-fujiwara.jp/asuka-fujiwara/property/
・全ての構成資産でのドローン撮影は必須ではありません。

【質問 26】
ドローン撮影者に求める資格・許可承認等の要件はありますか。

【回答 26】
撮影者に求める資格等の要件はありませんが、ドローンの飛行にかかる許可・承認等の必要な手続きについては受注者で行うこととします。

【質問 27】

契約締結の予定日をご教示ください。

【回答 27】
委託事業者決定（令和８年１２月７日を予定）後、遅滞なく契約手続きを進めます。

【質問 28】
令和９年３月 12 日の納期限は、発注者の検査完了までを含みますか。検査に要する期間をご教示ください。

【回答 28】
令和９年３月１２日の納期限は、発注者の検査完了を含みません。検査に要する期間は業務完了報告受領後１０日以内です。

【質問 29】
台本・映像の各校正について、発注者側の確認・回答に要する期間の目安をご教示ください。

【回答 29】
提案される映像の内容により必要な期間が異なるため、現時点で具体的な期間を一律に示すことは困難です。校正の実施時期や期間については、採択された提案内容を踏まえ、契約後に受託者との協議のうえ決定するものとします。

【質問 30】
撮影時期（季節等）についてのご希望はありますか。

【回答 30】
ありません。

【質問 31】
打合せ（初回・中間・最終）の想定回数と形式（対面・オンラインの別、開催場所）をご教示ください。

【回答 31】
初回・中間・最終の３回を必須とし、その他は必要に応じ実施するものとします。打合せの形式（対面・オンライン）は問いません。打合せ形式・開催場所等、詳細は契約後受託者との協議のうえ決定するものとします。

【質問 32】
日本語台本は受注者が作成するものと理解してよいですか。発注者から提供される元資料（顕著な普遍的価値の公式説明文、各言語の公式文書、構成資産の解説資料等）はありますか。

【回答 32】
日本語台本は受注者が作成するとの理解で誤りありません。現時点で元資料として提供する予定の資料は特定していません。契約後、採択された提案内容を踏まえ必要に応じ提供可能な資料を提供します。

【質問 33】
台本・映像の内容確認の体制（発注者のほか、文化庁、学識経験者等による監修の有無）と、その確認に要する期間をご教示ください。

【回答 33】
提案される映像の内容により必要な確認先が異なるため、現時点で一律に内容確認の体制、当該確認に要する期間をお示しすることは困難です。関係機関への確認等、詳細は採択された提案内容を踏まえ、契約後に受託者との協議のうえ決定するものとします。

【質問 34】
世界遺産に関する専門用語について、指定の用語集・公式訳語（英語・フランス語等）はありますか。

【回答 34】
指定の用語集・公式訳語はありませんが、専門用語の訳については、既に公開されているユネスコ世界遺産登録時の推薦書（英語版、仏語版）を参考にしてください。

【質問 35】
(1) 映像の校正「５回程度」は、言語版ごとの回数ですか、５本全体での回数ですか。
(2) 台本の校正（日本語３回程度、他言語２回程度）は、言語ごとの回数ですか。
(3) 言語版の文字数差に伴うテロップ位置・レイアウト調整は、映像の校正回数に含まれますか。

【回答 35】

（１）映像の校正は、各言語版ごとに行います。回数は５回程度を基本に、契約後に協議のうえ決定します。

（２）その通りです。

（３）含まれます。

【質問 36】

(1)（仕様書） 6(1)・6(2)では「音声を削除した映像」と「映像素材」も納品データとされていますが、11(2)・(3)の納品物には完成映像と映像素材のみが記載されています。音声削除版の納品も必要ですか。

(2)「映像素材」は、完成映像に使用した素材のみですか、撮影した全素材（未使用分を含む）ですか。受注者の既存素材も含まれますか。

(3) 納品媒体（外付けＨＤＤ等）は受注者が用意し、返却は不要と理解してよいですか。

(4) 業務完了報告書の記載内容・様式の指定はありますか。

【回答 36】

（１）「音声削除版」データも納品物に含みます。
（仕様書１１を訂正いたします。）

（２）「映像素材」は、完成映像に使用した素材のみを対象とします。受注者の既存素材も含みます。

（３）その通りです。

（４）業務完了報告書の記載内容及び様式の指定はありません。ただし、内容について発注者の完了検査にあたり不足がある場合は、必要のある限りにおいて追記を求めることがあります。

【質問 37】

(1) 成果物の想定される利用媒体・利用期間・利用地域（Ｗｅｂ公開、会場上映、海外向けプロモーション等）をご教示ください。

(2) 7(2)で既存素材等の許諾は「原則」として期間・地域の制限なく無償とされていますが、市販の音楽・映像素材ライブラリ、フォント、ナレーター等で期間や媒体に制限のある許諾となる場合は認められますか。例外が認められる条件があればご教示ください。

(3) ＢＧＭはオリジナル楽曲の制作が必要ですか、既存の音源ライブラリの利用でも差し支えありませんか。

【回答 37】

（１）・利用媒体…主に万葉文化館内モニターでの放映を想定します。（モニターの詳細は【回答 13】参照）
・利用期間…定めません。
・利用地域…主に万葉文化館内を想定します。

（２）例外は認めません。
（３）差し支えありません。

【質問 38】

(1) 発注者が提供可能な素材（既存の写真・映像、復元ＣＧ、図面、ロゴ等）はありますか。
(2) 評価項目 4-2 に「図解等の表現」とありますが、地図アニメーション、復元ＣＧ等の制作は想定されていますか。
(3) 受注者の所有する映像素材の使用は可とされていますが、新規撮影素材の最低割合等の定めはありますか。既存素材にも「４Ｋ以上」の解像度が求められますか。

【回答 38】

（１）発注者が保有する素材もありますが、現段階では映像の具体的な内容が不明なため、提供可能な素材の種類や範囲を明示することはできません。素材の提供については、採択された提案内容を踏まえ、個別に協議するものとします。
（２）地図アニメーション、復元ＣＧ等を含め、特に映像の表現方法について特段の指定や条件は設けていません。
（３）新規撮影素材の最低割合等の定めはありません。既存素材についても、「４Ｋ以上」との要件を満たすよう必要な処理・加工等を行ったうえで使用することを必須とします。

【質問 39】

(1) ガイダンスコーナーの展示は現在完成していますか。撮影可能となる時期をご教示ください。
(2) 館内の撮影が可能な曜日・時間帯（休館日、開館前後等)、発注者・館職員の立会いの有無、撮影が制限される展示物（第三者の著作物等）の有無をご教示ください。
(3) 放映するモニターの仕様（画面サイズ・解像度・縦横比)、再生機器・再生形式、ループ再生の有無をご教示ください。「４Ｋ以上」の解像度での納品は必須ですか。
(4) 万葉文化館の既存の写真・映像・ロゴ等の提供はありますか。

【回答 39】

（１）完成しています。契約後、施設管理者と調整ののち撮影可能です。
（２）・館内の撮影が可能な曜日・時間帯…【回答６】をご参照ください。
・発注者または館職員が立ち会いいたします。
・万葉文化館ガイダンスコーナー内において撮影が制限される展示物はありません。
（３）・放映するモニターの仕様…【回答１３】をご参照ください。
・再生機器…仕様書「６．業務内容」（１）の映像・（２）の映像とも、サイネージプレイヤー（媒体はＳＤカード）で再生
・ループ再生…仕様書「６．業務内容」（１）の映像についてはループ再生はしません。同（２）の映像は他の動画と合わせてループ再生することを想定します。

・４Ｋ以上の解像度での納品は必須です。

（４）万葉文化館のロゴの提供は可能です。写真及び映像については、発注者が保有する素材もありますが、現段階では映像の具体的な内容が不明なため、提供可能な素材の種類や範囲を明示することはできません。素材の提供については、採択された提案内容を踏まえ、個別に協議するものとします。

【質問 40】

(1) 企画提案書を郵送する場合、提出期限（11 月 26 日 17 時）は必着ですか。持参する場合の受付時間をご教示ください。

(2) 企画提案書(エ)にページ数の制限はありますか。

(3) 企画提案映像のアップロード用ＵＲＬ発行依頼の締切、およびＵＲＬの発行までの所要日数をご教示ください。

(4) 提出書類の本文は「ア～オ」とされていますが、表には「カ 本業務の受託見積書」も記載されています。見積書も提出必須と理解してよいですか。

【回答 40】

（１）郵送・持参とも令和８年１１月２６日必着です。受付時間は１７時００分までです。

（２）ありません。

（３）アップロード用 URL 発行依頼のメールの締め切りは、令和８年１１月２４日
１７時００分到着とし、原則到着翌日中に URL を発行いたします。
（募集要項５（４）を訂正いたします。）

（４）見積書も提出必須です。
（募集要項５（４）を訂正いたします。）

【質問 41】

(1) 持ち時間（発表・質疑の配分)、出席可能な人数、出席者の要件（総括責任者の出席の要否等）をご教示ください。

(2) 使用可能な機材（プロジェクター、音声出力、持込みＰＣ等）と、オンライン参加の可否をご教示ください。

(3) 書類選考を行う場合の基準（応募者数等）と通知時期をご教示ください。

【回答 41】

（１）・持ち時間（発表・質疑の配分）は発表 15 分、質疑 10 分を想定しています。選定審査会の詳細は、後日提案者に対して通知します。
・出席可能な人数は６名とします。出席者の役職等の要件は特に設けません。

（２）選定審査会時の提案映像再生機器は発注者が準備するものを用いることとし、提案者の映像再生用機器の持ち込みは認めません。詳細は、後日提案者に対し通知します。
なお、提案映像以外の企画提案書等の説明は、提出いただく紙資料を基にプレゼンを行うものとしますので、ご留意ください。
オンライン参加は、必要な機器をご準備いただく等し、審査の進行に影響がなければ可

能です。通信環境のセッティング時間もプレゼンテーション時間に含みますのでご留意ください。

（３）応募者数について、書類選考を実施する一律の数値基準は設けておりません。書類選考を行う場合、その結果の通知は、企画提案書等提出締切日（令和８年１１月２６日）から選定審査会の前日（令和８年１２月２日）までに行います。

【質問 42】

(1) 別紙１で参照されている「個人情報取扱特記事項」と「業務委託セキュリティ対策チェックシート」の提供をお願いします。

(2) 本業務において個人情報を取り扱う想定はありますか。

(3) ＩＳＭＳ・プライバシーマーク等の認証取得は、要件または評価の対象となりますか。

【回答 42】

（１）「個人情報取扱特記事項」は、契約後に送付いたします。「業務委託セキュリティ対策チェックシート」は、後添します。

（２）ありません。

（３）要件ではなく、選定審査時の評価の対象ともなりません。

【質問 43】

(1) 尺「５分程度」の許容範囲をご教示ください。「本編」とありますが、短縮版・ＳＮＳ用ショート版等の追加制作は必要ですか。

(2) ４Ｋの規格（解像度、フレームレート）、コーデック、ビットレート等の指定はありますか。

【回答 43】

（１）・許容範囲は特に定めません。

・「本編」とありますが、その他短縮版等の作成を意図したものではありません。予算内の付帯業務としてご提案いただくことは可能です。

（２）ありません。

【質問 44】

(1) 世界遺産エンブレムや県の登録記念ロゴ等を使用する場合の承認者・手続・費用をご教示ください。

(2) 「モデルは起用しない」とされていますが、撮影時の一般の方（観光客・来館者等）の映り込みの許容範囲と、必要な処理（ぼかし等）をご教示ください。

【回答 44】

（１）「世界遺産エンブレム」にかかる手続きについては、発注者において行います。「県の

登録記念ロゴ」は作成しておりませんが、世界遺産「飛鳥・藤原」協議会のロゴは、Ｒ９年１月完成を予定しております、これにかかる手続きも発注者で行います。

（２）一般の方の映り込みはできるだけ避け、ぼかし等適宜配慮を求める場合があります。詳細は契約後の協議によるものとします。

【質問 45】

（１）の動画について、全ての構成資産、世界遺産として認められた顕著な普遍的価値を伝えるにあたり、5 分以上の尺を提案することは可能でしょうか。上限などありましたらご教示ください。

【回答 45】

上限は特にありません。

【質問 46】

（２）の動画の撮影にあたり、万葉文化館の休館日に開館いただき撮影させていただくことは可能でしょうか。

【回答 46】

【回答６】のとおり。

【質問 47】

言語につきまして、中国語については、簡体字・繁体字のどちらを想定されていますでしょうか。

【回答 47】

【回答 21】のとおり。

＜業務委託セキュリティ対策チェックシート＞

事業者名　：

確認日　：

	No	確認項目	実施前	実施中	終了時
基本的事項	1	奈良県情報セキュリティポリシーを遵守している	□	□	
	2	個人情報保護法その他関係法令を遵守している	□	□	
	3	本契約により知り得た秘密情報について、適正に保管管理し、その秘密を保持している	□	□	
	4	本契約にかかる情報を委託者が指示する目的以外に使用、または第三者への提供はしていない	□	□	
セキュリティ体制	5	委託対象業務を含む範囲において、ISO/IEC27001(ISMS認証)を取得している	□	□	
	6	セキュリティ責任者を定めている等情報セキュリティ体制を整備している	□	□	
	7	情報セキュリティ体制を定めた規程を整備している	□	□	
	8	情報セキュリティに関する教育を定期的に実施し、受講記録を作成している	□	□	
	9	従業員と守秘義務契約を交わしている	□	□	
人的対策	10	定期的に情報セキュリティに関する内部点検を実施し、報告している		□	
安全管理義務	11	本契約で取り扱う情報資産の管理責任者を定め、業務の従事者を限定している	□	□	
	12	本契約で取り扱う情報資産を取り扱う場所を特定します	□	□	
	13	本契約で取り扱う情報資産の無断持ち出し禁止を周知徹底し、やむを得ず、持ち出す場合は、委託者の承認を得たうえで、管理簿等に記録している。	□	□	
	14	紛失、損傷、焼失等の事故が生じないよう安全かつ適切な管理体制を整備している。	□	□	
	15	本契約で取り扱うデータについて、最新のウイルス対策ソフト等を使用していることや不正なプログラムが書かれていないことを確認している。	□	□	
物理的対策	16	関係者以外の事務所への立ち入りを制限している	□	□	
	17	機密情報の保管について施錠管理をしている	□	□	
	18	機密情報を保管している領域に入ることができる人を制限し、入退出記録を取得している	□	□	
	19	入退出記録を定期的に確認している		□	
情報機器・媒体の取り扱い	20	機器・媒体の盗難防止措置を講じている	□	□	
	21	媒体の無断複製、不正持出しを防止する措置を講じている	□	□	
	22	仕様書等で定める場合を除き、本契約にかかる情報資産を外部記録媒体等で持ち出しを行う場合は、目的、内容、暗号化等の対策を記し、委託者から承認を受けている	□	□	
	23	媒体の移送、受け渡し時の保護措置を講じている	□	□	
	24	媒体の安全な消去、廃棄の手順を整備している	□	□	
	25	委託者から借用したデータは、速やかに返却している。借用したデータを複製・保存した場合は消去し、消去したことが分かる書類を提出している			□
	26	契約の履行上、廃棄指示がある場合の記録媒体等は、確実に物理的破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、廃棄したことが分かる書類を提出している			□
技術的対策	27	業務で使用するサーバー・パソコンのウイルス対策を行っている	□	□	
	28	業務で使用するサーバー・パソコンは利用者認証機能を設定している	□	□	
	29	業務で使用するサーバー・パソコンはログを記録し、不正アクセスがないことを確認している	□	□	□
	30	業務で使用するサーバー・パソコンに利用制限等を設け管理している	□	□	
事故発生時の報告義務	31	情報漏えい等の事故が発生した場合等に備え、直ちに委託者へ通知、報告できる体制、手順書を整備している	□	□	
	32	情報漏えい等の事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに連絡するとともに、委託者と連携して迅速な対応を行うこととしている	□	□	
再委託先のセキュリティ	33	委託者の承諾なしに、業務を第三者に委託又は請け負わせない	□	□	
	34	委託者の承諾を受けて再委託した場合は、再委託者も本契約の規定を遵守していることを確認し、報告している		□	
	35	重要情報の授受を伴う場合は、契約書に秘密保持条項を規定している	□	□	
	36	重要情報の授受を伴う場合は、委託先には自社と同等の情報セキュリティ対策を求めている	□	□	
監督及び監査	37	委託者が、契約の履行に関し必要があるときは、受託者及び再委託先に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるように、体制等を整備している	□	□	
個人情報を取り扱う場合	38	個人情報を取り扱う場合、プライバシーマークを取得している	□	□	
	39	個人情報保護責任者を定めている等個人情報保護に関する体制を整備している	□	□	
クラウドサービス利用時	40	クラウドサービスを取り扱う場合、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)に登録されている	□	□	
	41	運用責任者を定めている等クラウドサービス利用体制を整備している	□	□	
	42	別途、クラウドサービス利用要領に従っている	□	□	

※業務内容に応じて、確認項目などを加筆してください。